

【新】

第5号様式その1（第4条関係）

宿泊税納入申告書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div> 年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	特別 徴 収 義 務 者	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)										
		氏名又は名称 及び代表者名										
		住所又は所在地	〒									
		応答部署名 及び担当者名	( 局 番 )									
	施 設	フリガナ 名 又は届出番号										
		所在地	電話 - -									
		施設番号										
		※ 処理 事項	郵便官署消印	担当者								

年月分	区分	宿泊数(泊)	税率	税額(円)
	課税対象		200円	
	課税対象外			
	うち課税免除			

年月分	区分	宿泊数(泊)	税率	税額(円)
	課税対象		200円	
	課税対象外			
	うち課税免除			

年月分	区分	宿泊数(泊)	税率	税額(円)
	課税対象		200円	
	課税対象外			
	うち課税免除			

申告期限	年 月 日
------	-------

- 注 1 この申告書は、宿泊税を課す市町村の区域外の宿泊施設に係る宿泊税の申告に使用してください。  
 2 ※印の欄は、記入する必要はありません。  
 3 課税対象、課税対象外及び課税免除の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類を添付してください。  
 4 申告書の提出期限後に申告納入されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

【旧】

第5号様式その1（第4条関係）

宿泊税納入申告書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div> 年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	特別 徴 収 義 務 者	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)										
		氏名又は名称 及び代表者名										
		住所又は所在地										
		応答部署名 及び担当者名	( 局 番 )									
	施 設	フリガナ 名 又は届出番号										
		所在地	電話 - -									
		施設番号										
		※ 処理 事項	郵便官署消印	担当者								

年月分	区分	宿泊数(泊)	税率	税額(円)
	課税対象		200円	
	課税対象外			
	うち課税免除			

年月分	区分	宿泊数(泊)	税率	税額(円)
	課税対象		200円	
	課税対象外			
	うち課税免除			

年月分	区分	宿泊数(泊)	税率	税額(円)
	課税対象		200円	
	課税対象外			
	うち課税免除			

申告期限	年 月 日
------	-------

- 注 1 この申告書は、宿泊税を課す市町村の区域外の宿泊施設に係る宿泊税の申告に使用してください。  
 2 ※印の欄は、記入する必要はありません。  
 3 課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類を添付してください。  
 4 申告書の提出期限後に申告納入されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

【新】

第5号様式その2（第4条関係）

宿泊税納入申告書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div> 年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	特別 徴 収 義 務 者	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)												
		氏名又は名称 及び代表者名												
		住所又は所在地	〒											
		応答部署名 及び担当者名	( 局 番 )											
	施 設	フリガナ 名 又は届出番号												
		所在地	電話 - -											
		施設番号												
			※ 処理 事項	郵便官署印	担当者									

年月分	区分	宿泊数(泊)	税率	税額(円)
	課税対象		100円	
	課税対象外			
	うち課税免除			

年月分	区分	宿泊数(泊)	税率	税額(円)
	課税対象		100円	
	課税対象外			
	うち課税免除			

年月分	区分	宿泊数(泊)	税率	税額(円)
	課税対象		100円	
	課税対象外			
	うち課税免除			

申告期限	年 月 日
------	-------

- 注 1 この申告書は、宿泊税を課す市町村の区域内の宿泊施設に係る宿泊税の申告に使用してください。  
 2 ※印の欄は、記入する必要はありません。  
 3 課税対象、課税対象外及び課税免除の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類を添付してください。  
 4 申告書の提出期限後に申告納入されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

【旧】

第5号様式その2（第4条関係）

宿泊税納入申告書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div> 年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	特別 徴 収 義 務 者	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)												
		氏名又は名称 及び代表者名												
		住所又は所在地												
		応答部署名 及び担当者名	( 局 番 )											
	施 設	フリガナ 名 又は届出番号												
		所在地	電話 - -											
		施設番号												
			※ 処理 事項	郵便官署印	担当者									

年月分	区分	宿泊数(泊)	税率	税額(円)
	課税対象		100円	
	課税対象外			
	うち課税免除			

年月分	区分	宿泊数(泊)	税率	税額(円)
	課税対象		100円	
	課税対象外			
	うち課税免除			

年月分	区分	宿泊数(泊)	税率	税額(円)
	課税対象		100円	
	課税対象外			
	うち課税免除			

申告期限	年 月 日
------	-------

- 注 1 この申告書は、宿泊税を課す市町村の区域内の宿泊施設に係る宿泊税の申告に使用してください。  
 2 ※印の欄は、記入する必要はありません。  
 3 課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類を添付してください。  
 4 申告書の提出期限後に申告納入されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

【新】

【旧】

第11号様式（第8条関係）

第11号様式（第8条関係）

宿泊税に係る更正・決定及び加算金決定

通知書  
納額告知書

宿泊税に係る更正・決定及び加算金決定

通知書  
納額告知書

特別徴収義務者 住所又は所在地  氏名又は名称  殿
--

特別徴収義務者 住所又は所在地       氏名又は名称
--

名称又は届出番号 施  所在地 設 施設番号
------------------------------------

施設 名称又は届出番号  所在地	施設番号
------------------------	------

年 月 日

福岡県博多県税事務所長 印

地方税法第 条の 第 項の規定により、下記のとおり更正・決定したので通知します。

年 月 日

福岡県 県税事務所長 印

指定納期限	年 月 日
-------	-------

指定納期限	年 月 日
-------	-------

下記のとおり更正（決定）したので通知します。

申告の 対象期間	区 分	本 税			加 算 金						
		税率	宿泊数	税 額							
年 月分	確 定 額				通常分			×		%	
	既確定額				5%加重分			×		%	
	差 引 額			①	加算後累積納付税額が300万円超のとき						
	更正（決定）事由				10%追加分			×		%	
					既納付確定加算金				差引増減金額	③	
					納入すべき額（①+③）						
年 月分	確 定 額				通常分			×		%	
	既確定額				5%加重分			×		%	
	差 引 額			①	加算後累積納付税額が300万円超のとき						
	更正（決定）事由				10%追加分			×		%	
					既納付確定加算金				差引増減金額	③	
					納入すべき額（①+③）						
年 月分	確 定 額				通常分			×		%	
	既確定額				5%加重分			×		%	
	差 引 額			①	加算後累積納付税額が300万円超のとき						
	更正（決定）事由				10%追加分			×		%	
					既納付確定加算金				差引増減金額	③	
					納入すべき額（①+③）						
年 月分	確 定 額				通常分			×		%	
	既確定額				5%加重分			×		%	
	差 引 額			①	加算後累積納付税額が300万円超のとき						
	更正（決定）事由				10%追加分			×		%	
					既納付確定加算金				差引増減金額	③	
					納入すべき額（①+③）						
年 月分	確 定 額				通常分			×		%	
	既確定額				5%加重分			×		%	
	差 引 額			①	加算後累積納付税額が300万円超のとき						
	更正（決定）事由				10%追加分			×		%	
					既納付確定加算金				差引増減金額	③	
					納入すべき額（①+③）						
年 月分	確 定 額				通常分			×		%	
	既確定額				5%加重分			×		%	
	差 引 額			①	加算後累積納付税額が300万円超のとき						
	更正（決定）事由				10%追加分			×		%	
					既納付確定加算金				差引増減金額	③	
					納入すべき額（①+③）						
年 月分	確 定 額				通常分			×		%	
	既確定額				5%加重分			×		%	
	差 引 額			①	加算後累積納付税額が300万円超のとき						
	更正（決定）事由				10%追加分			×		%	
					既納付確定加算金				差引増減金額	③	
					納入すべき額（①+③）						
年 月分	確 定 額				通常分			×		%	
	既確定額				5%加重分			×		%	
	差 引 額			①	加算後累積納付税額が300万円超のとき						
	更正（決定）事由				10%追加分			×		%	
					既納付確定加算金				差引増減金額	③	
					納入すべき額（①+③）						
合計	確 定 額				加算金 過少	合計					④
	既確定額				不申告	合計					⑤
	差 引 額			②	重加算	合計					⑥
					加算金合計（④+⑤+⑥）						
				納入すべき額（②+⑦）							

この通知書による不足税額等を、同封の納入書によって、指定納期限までに納入してください。  
納入場所は、納入書の裏面に記載しています。  
延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納入書を送付します。  
この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

申告の 対象期間	区 分	本 税			加 算 金				
		税率	宿泊数	税 額	区 分	基本税額	率(%)	金 額	
年 月分	確 定 額				過少申告 加算金	通常 加算			②
	既確定額				不申告 加算金	通常 加算			③
	差 引 額			①	重加算金				④
	更正（決定）事由				重加算金				⑤
					納入すべき額（①+②+③+④+⑤+⑥）				⑥
年 月分	確 定 額				過少申告 加算金	通常 加算			②
	既確定額				不申告 加算金	通常 加算			③
	差 引 額			①	重加算金				④
	更正（決定）事由				重加算金				⑤
					納入すべき額（①+②+③+④+⑤+⑥）				⑥
年 月分	確 定 額				過少申告 加算金	通常 加算			②
	既確定額				不申告 加算金	通常 加算			③
	差 引 額			①	重加算金				④
	更正（決定）事由				重加算金				⑤
					納入すべき額（①+②+③+④+⑤+⑥）				⑥
合 計	確 定 額				過少申告 加算金	通常 加算			②
	既確定額				不申告 加算金	通常 加算			③
	差 引 額			①	重加算金				④
					納入すべき額（①+②+③+④+⑤+⑥）				⑤
				納入すべき額（①+②+③+④+⑤+⑥）				⑥	

この通知書による不足税額等に延滞金を合計した金額を、同封の納入書により指定納期限までに福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、福岡県内の郵便局又は福岡県内の県税事務所へ納入して下さい。

延滞金について

備考 「延滞金について」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

## 教示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 延滞金について

備考 延滞金についての下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

## 教示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。